

平成23年度 第3回

一般競争入札による  
市有財産売払いの案内書

平成24年1月

川崎市財政局資産管理部資産運用課

## 目 次

	ページ
◇ 入札物件一覧表	1
◇ 一般競争入札による市有財産売払いの申込みから売買代金の支払い・物件の引渡しまで	2
◇ 平成23年度 第3回一般競争入札による市有財産売払いの御案内	3
1 入札物件の調査等	3
2 一般競争入札参加資格	3
3 契約の条件	3
4 申込みに必要な書類	4
5 申込方法等	4
6 一般競争入札参加資格の喪失	5
7 入札及び開札の日時、場所	5
8 入札の手続	5
9 入札の無効	6
10 落札者の決定方法	6
11 契約の締結等	6
12 売買代金の支払方法	7
13 所有権移転等	8
14 入札結果の公表	8
◇ 入札不調物件の売払いの申込みから売買代金の支払い・物件の引渡しまで	9
◇ 入札不調物件の売払い	10
1 申込方法等	10
2 契約の締結等	10
3 売買代金の支払方法	11
◇ 地方自治法（抄）	12
◇ 地方自治法施行令（抄）及び川崎市契約規則（抄）	13
◇ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（抄）	14
◇ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）	15
◇ 物件調書について	16
◇ 物件調書	18
◇ 土地売買契約書（案）	22
◇ 市有財産売払いの一般競争入札参加申込書	24
◇ 入札保証金提出書	25
◇ 入札書	26
◇ 委任状	27
◇ 市有財産譲渡申込書	28
◇ 入札会場案内図	

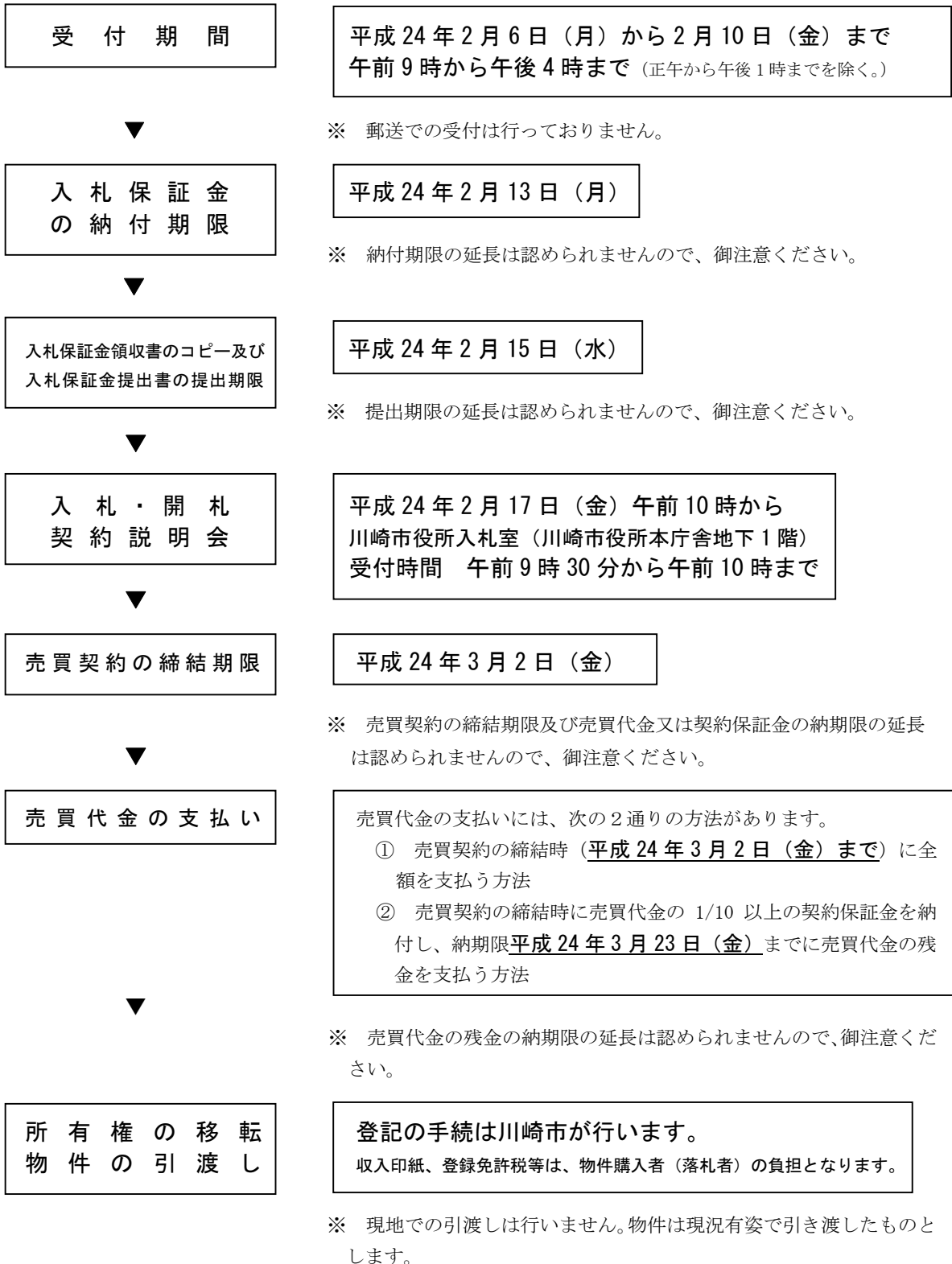
## 入札物件一覧表

物件 番号	所在(地番) (住居表示)	地目	実測面積 (㎡)	用途地域	建ぺい率 容積率(%)	最低売却価格 (万円)	入札保証金 納付額(万円)	ページ
1	宮前区初山1丁目565番26 (宮前区初山1丁目12番)	宅地	120.61	1種低層	50 80	2,090	50	18
2	宮前区初山1丁目565番29 (宮前区初山1丁目12番)	宅地	120.09	1種低層	50 80	2,080	50	20

※ (住居表示)は、住居表示が実施されている場合に、街区番号まで表示してあります。  
物件によっては、予告なく売払いの中止や内容を変更する場合があります。

- 1 地方自治法施行令第167条の7に規定する入札保証金は、事前に納付しなければなりません。
- 2 最低売却価格以上の価格で、かつ最高金額の入札をした方が、落札者となります。
- 3 現地説明会は開催しません。申込みにあたっては、本入札案内書を熟読し、契約の条件、現地の現況及び利用制限等を御確認の上、お申し込みください。なお、物件の引渡しは、**現況有姿**で行います。
- 4 問い合わせ先(申込書提出先)は次のとおりです(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
川崎市財政局資産管理部資産運用課(川崎市役所本庁舎北館2階) 電話044-200-2087(直通)

一般競争入札による市有財産売払いの  
申込みから売買代金の支払い・物件の引渡しまで



## 平成23年度 第3回一般競争入札による市有財産売払いの御案内

### 入札に参加される方へ

この一般競争入札による市有財産売払いの手続については、本入札案内書に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、川崎市財産規則、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得、その他関係法令等の定めるところにより行います。

#### 1 入札物件の調査等

入札に付し、売払いの対象とする入札物件（以下「売買物件」という。）は、1ページの「入札物件一覧表」に記載のとおりです。

現地説明会は開催しません。売買物件は現況有姿での引渡しとなりますので、現地の現況及び土地利用制限等については、必ず御自身で調査、確認してください。

なお、物件によっては入札の中止や内容の変更をする場合があります。

（問い合わせ先）

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市財政局資産管理部資産運用課（川崎市役所本庁舎北館2階）

電話 044-200-2087（直通）

#### 2 一般競争入札参加資格

個人及び法人（市内に在住・在勤又は事務所・事業所等の有無を問いません。）の方で指定された期限までに入札保証金、契約保証金及び売買代金を支払うことができる方であれば、どなたでも申込みができます。

ただし、次の(1)～(9)に該当する方は、入札に参加できません。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定に該当する職員
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (3) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中である者
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中である者
- (5) 下記4の一般競争入札参加申込みに必要な書類を提出しない者
- (6) 本入札案内書に定める事項及び法令等を遵守する能力を有しない者
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及び当該団体の役職員又は構成員
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、指定暴力団等（それに類似する組織を含む。）及びそれらの役職員又は構成員並びに警察当局から排除要請がある者
- (9) (7)及び(8)に掲げるものから委託を受けた者並びに(7)及び(8)に掲げるものの関係団体

※ 上記条文は、12ページ～15ページを御参照ください。

#### 3 契約の条件

##### (1) 禁止する用途

売買物件の所有権が川崎市から物件購入者（落札者）へ移転した日から5年間は、売買物件（その上の建物等を含む。）を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第1

22号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び「神奈川県暴力団排除条例」(平成22年神奈川県条例第75号)第2条第6号に定める暴力団事務所の用途としては利用できません。

なお、物件購入者(落札者)が、売買物件の「所有権の移転等」をする場合においても、新たに権利を取得する方(以下「新権利者」という。)に、この「契約の条件」を承継しなければなりません。売買物件の「所有権の移転等」をする際には、必ず売買契約書等にこの「契約の条件」について明記し、新権利者に対して、十分な説明をしなければなりません。

(「所有権の移転等」とは、土地について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転並びに地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をいいます。なお、抵当権の設定は含みません。)

## (2) 実地調査

上記(1)の履行を確認するため、川崎市が土地の利用状況等についての実地調査を行う際には、物件購入者(落札者)及び新権利者は必ず協力しなければなりません。

## (3) 違約金

上記(1)の条件に違反した場合には、売買代金の100分の30に相当する額を違約金として川崎市に支払っていただきます。

## 4 申込みに必要な書類

(1) 市有財産売払いの一般競争入札参加申込書(本入札案内書24ページをコピーして使用してください。)

(2) 一般競争入札参加申込書のほかに次の書類(いずれも発行後3か月以内のもの)が必要となります。

ア 申込者が法人の場合

(ア) 法人の履歴事項全部証明書(原本)

(イ) 代表者の印鑑証明書(原本)

イ 申込者が個人の場合

(ア) 印鑑登録証明書(原本)

※ なお、提出書類は返却いたしませんので、御了承願います。

## 5 申込方法等

申込みにあたっては、本入札案内書を熟読し、契約の条件、現地の現況及び利用制限等を御自身で確認の上、お申込みください。

(1) 受付期間

平成24年2月6日(月)から平成24年2月10日(金)まで

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 受付場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市財政局資産管理部資産運用課(川崎市役所本庁舎北館2階)

電話 044-200-2087(直通)

(3) 受付方法

上記(2)の受付場所に直接必要書類を持参してください。

※ 郵送による受付は行っておりません。

## 6 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、前記2の各号のいずれかに該当したときは、当該一般競争入札参加資格を喪失します。

## 7 入札及び開札の日時、場所

- (1) 入札及び開札の日時 平成24年2月17日(金)午前10時
- (2) 入札及び開札の場所 川崎市役所入札室(川崎市役所本庁舎地下1階)  
川崎市川崎区宮本町1番地(本入札案内書裏表紙裏面案内図を参照)  
JR「川崎駅」下車徒歩約10分  
京浜急行「京急川崎駅」下車徒歩約5分

※ 受付は、平成24年2月17日(金)午前9時30分から行います。

※ 入札開始時刻に遅れると入札に参加できませんので、御注意ください。

※ 車での御来場は、御遠慮ください。

やむを得ない理由により車で来場される場合は、第3庁舎駐車場を御利用ください。

(収容台数が少ない本庁舎駐車場で入庫待ちをされた場合、入札開始時刻に間に合わないおそれがあります。)

※ 入札参加者以外は入札(開札)会場への入場はできませんので、御了承ください。

※ 入札(開札)会場への入場は、会場のスペースの関係上、各社(者)2名までとさせていただきます。

## 8 入札の手続

- (1) 入札保証金の納付等

### ア 入札保証金の納付

入札に参加するには、事前に地方自治法施行令第167条の7第1項に規定する入札保証金(以下「入札保証金」という。)を納めていただく必要がありますので、1ページの入札物件一覧表で入札保証金納付額を御確認の上、入札保証金の納付期限(平成24年2月13日(月))までに川崎市が発行する入札保証金の納付書により、市の指定金融機関等で納付してください。

### イ 入札保証金提出書

(ア) アにより納付した入札保証金について、入札保証金提出書(本入札案内書25ページをコピーして使用してください。)に必要事項を記載し、記名押印の上、提出してください。

(イ) 落札されなかった方等が納付した入札保証金については、返還いたします。

返還の手続は、上記(ア)の入札保証金提出書の入札保証金返還先欄に記載された金融機関への口座振込により返還いたします。なお、返還する保証金には利息は付しません。

※ 返還までに1か月程度かかる場合もありますので、予め御了承願います。

### ウ 入札保証金領収書のコピー及び入札保証金提出書の提出

次の書類を提出期限の平成24年2月15日(水)(必着)までに申込先(川崎市財政局資産管理部資産運用課)宛てに郵送又は持参により提出してください。

(ア) アにより納付した入札保証金領収書のコピー(A4サイズにコピー願います。)

(イ) イの入札保証金提出書

※ 提出期限までに、郵送又は持参されない場合は、入札参加を辞退したものとみなします。なお、必要書類を提出する際に、入札保証金領収書の原本を提示された方については、下記(3)のエの、入札受

付時の入札保証金領収書の原本の提示は不要です。

## (2) 入札方法

ア **入札書は、当日持参してください。** 郵送による入札は行っておりません。

イ 入札に参加される方は、所定の**入札書**（本入札案内書26ページをコピーして使用してください。）に必要事項を記載し、記名押印の上、物件番号及び法人名（個人の方の場合は、氏名）を記載した封筒に封入し、**入札時に入札箱に投函してください。**

ウ **代理人（従業員の方も含む。）**の方が入札される場合は、**委任状**（本入札案内書27ページをコピーして使用してください。）が必要となりますので、必要事項を記載し、記名押印の上、イの封筒に同封し、入札時に入札箱に投函してください。

エ 投函した入札書の書換え、引換え又は撤回はできませんので、十分御注意ください。

## (3) 入札時に持参する書類

ア 申込み受付時にお渡しした**市有財産売払いの一般競争入札参加申込書の写し**

イ **入札書**（本入札案内書26ページをコピーして使用してください。）

ウ **委任状**（本入札案内書27ページをコピーして使用してください。）

代理人の方が入札される場合に必要となります。上記(2)入札方法のウを御参照ください。

エ **入札保証金領収書（原本）**

上記(1)のウで入札保証金領収書の原本を提示していない方は、入札受付の際に提示してください（入札保証金の納付について確認します。）。

## 9 入札の無効

次の各号の一つに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格がない者の入札
- (2) 所定の日時までに入札保証金の納付のない者の入札
- (3) 入札事項を記載しない入札書又は一定の数字をもって金額を表示しない入札書による入札
- (4) 同一物件の入札について、2通以上の入札書を提出した者の入札
- (5) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (6) 入札者の記名押印のない入札書による入札
- (7) 要領が不明確な入札書による入札
- (8) 入札に関し不正の行為があった者の入札
- (9) 最低売却価格に達しない価格で入札した者の入札
- (10) その他この入札案内書で指定した以外の方法により入札した者の入札

## 10 落札者の決定方法

落札者は、**川崎市の最低売却価格以上の価格で、かつ最高金額の入札をした方**とします。

ただし、落札となるべき同価の入札をした方が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。同価の入札をした方はくじ引きを辞退することはできません。

各物件の最低売却価格は1ページの「入札物件一覧表」に記載のとおりです。

なお、最低売却価格に達しない価格で入札した方の入札は、無効となりますので御注意ください。

## 11 契約の締結等

- (1) **売買契約の締結は、平成24年3月2日（金）までに行っていただきます（土曜日及び日曜日を除**

く。)

- (2) 契約の締結期限(平成24年3月2日(金))までに契約を締結しない場合は、落札は無効となり**入札保証金は地方自治法第234条第4項の規定により、川崎市に帰属することになりますので**、十分御注意ください。
- (3) 土地売買契約書(案)は22ページ及び23ページのとおりです(売買代金の締結時に売買代金の1/10以上の契約保証金を納付する場合。売買代金の締結時に全額を支払う場合は、代金の支払いに関する箇所の記載が異なります。)
- (4) 売買代金以外にも売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転の登記に係る登録免許税等、本契約の締結に関して必要な費用は、物件購入者(落札者)の負担となりますので御承知おきください。

**※ 契約の締結期限(平成24年3月2日(金))の延長は、いかなる理由があろうとも認められません。**

## 1.2 売買代金の支払方法

売買代金の支払いは、次の2通りの方法がありますので、落札後の契約説明会でいずれの方法にするかお申し出ください。

- (1) **売買契約の締結期限(平成24年3月2日(金))まで(土曜日及び日曜日を除く。)**に**売買代金の全額を納入する方法**

入札にあたって納付された入札保証金を売買代金の一部に充当しますので、物件購入者(落札者)は、売買代金との差額を川崎市が発行する納入通知書により平成24年3月2日(金)までに納入し、併せて、そのことを明らかにする書類(領収書の原本)を契約の締結時(平成24年3月2日(金)まで)に川崎市に提示しなければなりません。

川崎市がその納入の事実を確認できたときに、売買物件の所有権は川崎市から物件購入者(落札者)へ移転します。

- (2) **売買契約の締結までに契約保証金を納付して、売買代金の納期限(平成24年3月23日(金))までに売買代金の残金(売買代金と契約保証金との差額をいう。以下同じ。)**を**納入する方法**

売買契約の締結期限(平成24年3月2日(金))までに**地方自治法施行令第167条の16第1項に規定する契約保証金(以下「契約保証金」という。)**として**売買代金の10分の1以上(円未満切上げ)**を納付していただきます。

なお、入札にあたって納付された入札保証金は、契約保証金の一部に充当しますので、川崎市が発行する契約保証金の納付書により、平成24年3月2日(金)までにその差額を納付し、そのことを明らかにする書類(領収書の原本)を契約の締結時(平成24年3月2日(金))まで**(土曜日及び日曜日を除く。)**に川崎市に提示しなければなりません。川崎市がその納付の事実を確認できたときに、土地売買契約を締結します。

その後、物件購入者(落札者)は、売買代金の残金を川崎市が発行する納入通知書により、納期限(平成24年3月23日(金))までに納入し、併せて、そのことを明らかにする書類(領収書の原本)を納期限(平成24年3月23日(金))まで**(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)**に、川崎市に提示しなければなりません。

川崎市がその納入の事実を確認できたときに、売買物件の所有権は川崎市から物件購入者(落札者)へ移転します。

**※ 売買代金の支払いは上記に記載した2通りの方法に限られ、分割納入等他の方法によることはできません。**

**※ 契約保証金は、納期限(平成24年3月23日(金))までに売買代金の残金を納入しなかった場合**

には、地方自治法第234条の2第2項の規定により川崎市に帰属することになりますので、十分御注意ください。

※ 売買代金の残金の納期限の延長は、いかなる理由があろうとも認められません。

### 1.3 所有権移転等

(1) 売買物件の所有権は、上記「1.2 売買代金の支払方法」に記載のとおり、物件購入者（落札者）が売買代金を納入したことを明らかにする書類（領収書の原本）を提示し、川崎市が売買代金の完納（納入）を確認したときに、川崎市から物件購入者（落札者）へ移転します。

(2) 川崎市から物件購入者（落札者）への売買物件の引渡しは、売買物件の所有権が川崎市から物件購入者（落札者）へ移転したときに、**現況有姿**で引き渡したものとし、引渡書を交付します。なお、現地での引渡しは行いません。

(3) 所有権移転の登記は、物件の引渡し後、川崎市が行いますが、所有権移転の登記に係る登録免許税は、物件購入者（落札者）の負担となります。

あらかじめ所定の**国税納付書**をお渡ししますので、売買代金（売買代金と入札保証金又は契約保証金との差額をいう。）の納期限までに登録免許税を納付してください。

その登録免許税相当額の現金領収証書の原本は、所有権移転の登記に必要となりますので、上記「1.2 売買代金の支払方法」に記載の各方法における納期限までに川崎市に提出しなければなりません。

※ **中間省略登記はできません。**

(4) 物件購入者（落札者）が個人の方の場合は、売買代金の支払期限までに**住民票（発行後3か月以内のもの）**の提出が必要となります。

#### [参 考]

契約の締結の際に売買代金以外に必要な費用

1 売買契約書（川崎市が保有するもの1部）に貼付する収入印紙（国税）

売買代金（契約金額）	税額（収入印紙）
1,000万円を超え5,000万円以下	1万5千円
5,000万円を超え1億円以下	4万5千円
1億円を超え5億円以下	8万円

2 登録免許税（国税）

近傍類似地の固定資産税評価額 × 1.3%（百円未満切捨て）

### 1.4 入札結果の公表

入札の結果については、次のとおりその内容を公表します。

物件所在地、地目、地積、契約日、契約金額、契約の相手方（法人の場合）

## 入札不調物件の売払いの

### 申込みから売買代金の支払い・物件の引渡しまで

今回の一般競争入札において、入札参加者のなかった物件や落札されなかった物件等については、先着順で買受予定者を決定します。

#### 受付期間

平成 24 年 2 月 20 日（月）から 3 月 19 日（月）まで  
午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）



※ 郵送での受付は行っておりません。

#### 売買契約の締結期限

受付日から 10 日以内



※ 受付日の 10 日後が土曜日、日曜日及び祝日の場合は、売買契約の締結期限はその前の開庁日までとなります。

※ 売買契約の締結期限及び売買代金又は契約保証金の納期限の延長は認められませんので、御注意ください。

#### 売買代金の支払い

売買代金の支払いには、次の 2 通りの方法があります。

- ① 売買契約の締結時まで全額を支払う方法
- ② 売買契約の締結時まで売買代金の 1/10 以上の契約保証金を納付し、売買代金の納期限（契約締結日から 21 日以内）までに売買代金の残金を支払う方法



※ 売買代金の残金の納期限の延長は認められませんので、御注意ください。

#### 所有権の移転 物件の引渡し

登記の手続は川崎市が行います。

収入印紙、登録免許税等は、物件購入者の負担となります。

※ 現地での引渡しは行いません。物件は現況有姿で引き渡したものとします。

## 入札不調物件の売払い

今回の一般競争入札において、入札参加者のなかった物件や落札されなかった物件等については、**先着順で買受予定者を決定**します。

なお、この場合においても川崎市が定めた**最低売却価格以上の価格**をもって申込みをしなければなりません。

また、各物件の川崎市の最低売却価格は1ページの入札物件一覧表のとおりです。

入札不調物件の売払いについては、入札保証金及び入札の手續に係る事項、契約の締結期限及び売買代金の支払い期限に係る事項を除き、本入札案内書に記載された事項を適用します。**入札不調物件の買受けを希望される方は、事前に御連絡ください。**

### 1 申込方法等

- (1) 問い合わせ先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市財政局資産管理部資産運用課（川崎市役所本庁舎北館2階）  
電話 044-200-2087（直通）  
ホームページアドレス <http://www.city.kawasaki.jp/23/23kanzai/home/index.html>
- (2) 受付期間 平成24年2月20日（月）から平成24年3月19日（月）まで  
（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 受付場所  
上記(1)と同じです。なお、受付時に複数の申込者があった場合は、くじにより買受予定者を決定します。
- (4) 申込方法  
物件購入希望者は、次の書類を直接受付場所に持参してください。郵送による受付は行いません。川崎市が定めた**最低売却価格以上の価格**をもって申し込んだ方と売買契約を締結します。
  - ア 申込者が法人の場合
    - (ア) 市有財産譲渡申込書（本入札案内書28ページをコピーして使用してください。）
    - (イ) 法人の履歴事項全部証明書（原本）
    - (ウ) 代表者の印鑑証明書（原本）
  - イ 申込者が個人の場合
    - (ア) 市有財産譲渡申込書（本入札案内書28ページをコピーして使用してください。）
    - (イ) 住民票（原本）
    - (ウ) 印鑑登録証明書（原本）

なお、共有で申込む場合は、共有者を含む申込者全員のものがが必要です。

**※ 証明書類はいずれも原本とし、発行後3か月以内のものが必要となります。なお、提出書類は返却いたしませんので、御了承願います。**

### 2 契約の締結等

- (1) 契約の締結期限は受付日から10日以内です。ただし、受付日の10日後が土曜日、日曜日及び祝日の場合は、その前の開庁日までとなります。

契約をするにあたっては、受付日から売買契約の締結期限までの間に、**契約保証金として売買代金の10分の1以上（円未満切上げ）**を納付していただきます。受付時に川崎市が発行する**契約保証金納付書**により、市の指定金融機関等で納付してください。

- (2) 土地売買契約書（案）は22ページ及び23ページのとおりです。ただし、入札保証金及び入札の手續に係る事項、契約の締結期限及び売買代金の支払い期限に係る事項の記載については変更があります。
- (3) 売買代金以外にも売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転の登記に係る登録免許税等、本契約の締結に関して必要な費用は、物件購入者（落札者）の負担となりますので御承知おきください。

### 3 売買代金の支払方法

売買代金の支払いは、次の2通りの方法がありますので、受付時にいずれの方法にするかお申し出ください。

#### (1) 売買契約の締結までに売買代金の全額を納入する方法

物件購入者は、売買代金を川崎市が発行する納入通知書により、契約の締結期限まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に納入し、併せて、そのことを明らかにする書類（領収書の原本）を契約の締結時までに川崎市に提示しなければなりません。

川崎市がその納入の事実を確認できたときに、売買物件の所有権は川崎市から物件購入者へ移転します。

#### (2) 売買契約の締結までに契約保証金を納付して、売買代金の納期限までに売買代金の残金（売買代金と契約保証金との差額をいう。以下同じ。）を納入する方法

物件購入者は、売買代金の残金を川崎市が発行する納入通知書により納入し、併せて、そのことを明らかにする書類（領収書の原本）を納期限まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、川崎市に提示しなければなりません。

**売買代金の残金の納期限は契約締結日から21日以内です。**ただし、契約締結日から起算して21日目が土曜日、日曜日及び祝日の場合は、その前の開庁日までとなります。

川崎市がその納入の事実を確認できたときに、売買物件の所有権は川崎市から物件購入者へ移転します。

※ 売買代金の支払いは上記に記載した2通りの方法に限られ、分割納入等他の方法によることはできません。

※ 契約保証金は、納期限までに売買代金の残金を納入しなかった場合には、地方自治法第234条の2第2項の規定により川崎市に帰属することになりますので、十分御注意ください。

※ 売買代金の残金の納期限の延長は、いかなる理由があろうとも認められません。

## 地方自治法（抄）

### （契約の締結）

- 第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。
- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。
  - 3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。
  - 4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。
  - 5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。
  - 6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

### （契約の履行の確保）

- 第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。
- 2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

### （職員の行為の制限）

- 第238条の3 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。
- 2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

## 地方自治法施行令（抄）

### （一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

### （一般競争入札の入札保証金）

第167条の7 普通地方公共団体は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の入札保証金を納めさせなければならない。

2 前項の規定による入札保証金の納付は、国債、地方債その他普通地方公共団体の長が確実と認める担保の提供をもつて代えることができる。

### （契約保証金）

第167条の16 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。

2 第167条の7第2項の規定は、前項の規定による契約保証金の納付についてこれを準用する。

## 川崎市契約規則（抄）

### （一般競争入札参加者の制限）

第2条 一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用するものについても、また同様とする。

2 前項の規定は、落札し、契約の締結をしない者にも適用があるものとする。

## 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（抄）

（再発防止処分）

**第8条** 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、第5条第1項各号のいずれかに該当する場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体に対し、6月を超えない期間を定めて、次項各号に掲げる処分の全部又は一部を行うことができる。同条第1項又は第4項の処分を受けている団体について、同条第2項若しくは第3項の規定による報告がされず、若しくは虚偽の報告がされた場合、又は前条第2項の規定による立入検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避された場合であつて、当該団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難であると認められるときも、同様とする。

- (1) 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、人を殺害し若しくは殺害しようとしているとき、人の身体を傷害し若しくは傷害しようとしているとき又は人に暴行を加え若しくは加えようとしているとき。
  - (2) 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、人を略取し若しくは略取しようとしているとき又は人を誘拐し若しくは誘拐しようとしているとき。
  - (3) 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、人を監禁し又は監禁しようとしているとき。
  - (4) 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、爆発物、毒性物質若しくはこれらの原材料若しくは銃砲若しくはその部品を保有し若しくは保有しようとしているとき又はこれらの製造に用いられる設備を保有し若しくは保有しようとしているとき。
  - (5) 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、当該団体に加入することを強要し若しくは強要しようとしているとき又は当該団体からの脱退を妨害し若しくは妨害しようとしているとき。
  - (6) 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領に従つて役職員又は構成員に対する指導を行い又は行おうとしているとき。
  - (7) 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、構成員の総数又は土地、建物、設備その他資産を急激に増加させ又は増加させようとしているとき。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、当該団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の増大を防止する必要があるとき。
- 2 前項の規定により行うことができる処分は、次に掲げるものとする。
- (1) いかなる名義をもってするかを問わず、土地又は建物を新たに取得し又は借り受けることを、地域を特定して、又は特定しないで禁止すること。
  - (2) 当該団体が所有し又は管理する特定の土地又は建物（専ら居住の用に供しているものを除く。）の全部又は一部の使用を禁止すること。
  - (3) 当該無差別大量殺人行為に関与した者又は当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員であった者（以下「当該無差別大量殺人行為の関与者等」という。）に、当該団体の活動の用に供されている土地又は建物において、当該団体の活動の全部又は一部に参加させ又は従事させることを禁止すること。
  - (4) 当該団体に加入することを強要し、若しくは勧誘し、又は当該団体からの脱退を妨害することを禁止すること。
  - (5) 金品その他の財産上の利益の贈与を受けることを禁止し、又は制限すること。

## 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

（定義）

**第2条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3) 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- (4) 指定暴力団連合 第4条の規定により指定された暴力団をいう。
- (5) 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7) 暴力的要求行為 第9条の規定に違反する行為をいう。
- (8) 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第9条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

## 物件調書について

- 物件調書、案内図及び現況図は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況及び利用制限等については、必ず御自身で十分な調査、確認等を行ってください。

**なお、物件調書、案内図及び現況図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。**

- 物件は、すべて現況有姿での売買及び引渡しとなります。  
物件によっては、フェンス、木柵等の設置又は樹木等の植栽があるものがありますが、これらの撤去等及びその費用負担は行いません。ただし、物件調書に川崎市が撤去する旨の記載があるものを除きます。
- 物件調書の主な項目の見方

### 所在地

- 所在地は、物件の不動産登記簿に表示されている所在地番を記載しています。

### 住居表示

- 住居表示は、住居表示が実施されている場合に記載しています。
- 住居表示の記載は、街区番号までです。

### 面積

- 「(公簿)」は、物件の不動産登記簿に表示されている地積を記載しています。
- 「(実測)」は、物件の実測面積を記載しています。

### 法令等に基づく制限

- 都市計画法に基づく都市計画決定された内容及び建物を建築する際の建築基準法等による制限を記載しています。

### 私道の負担等に関する事項

- 私道の負担等の有無及びその内容について記載しています。

### 供給処理施設の状況

「有」 物件の敷地内に供給処理のための引込管等があることを示しています。

なお、経年による劣化等により現状のままでは使用できない場合があります。

「可」 物件の敷地内には供給処理のための引込管等はないが、前面道路等に供給処理管等があるので、引込みが可能なことを示しています。この場合、物件の敷地内への引込費用が必要となります。

「不可」 物件の前面道路等に供給処理管等がなく、引込みができないことを示しています。

**なお、引込みの可否、引込工事、費用等に関する詳細については、直接、各供給処理機関（問い合わせ先）にお問い合わせください。**

#### 交通機関

- ・ 鉄道、バスは、物件からの最寄り駅、バス停を記載しています。
- ・ 物件の周辺に複数の駅等がある場合は、最も利便性の高い駅等を記載しています。
- ・ 徒歩による所要時間は、80mを1分として換算しています。

#### 公共施設等

- ・ 住所を管轄する区役所等を記載しています（転出・転入などの届け出は、区役所・支所でのみ受け付けております。）。
- ・ 小学校、中学校は、通学区域の公立校名を記載しています。
- ・ 警察署は物件を管轄する警察署を、消防署は物件を管轄する消防署又は出張所を、郵便局は物件の最寄りの郵便局を記載しています。

#### 留意事項

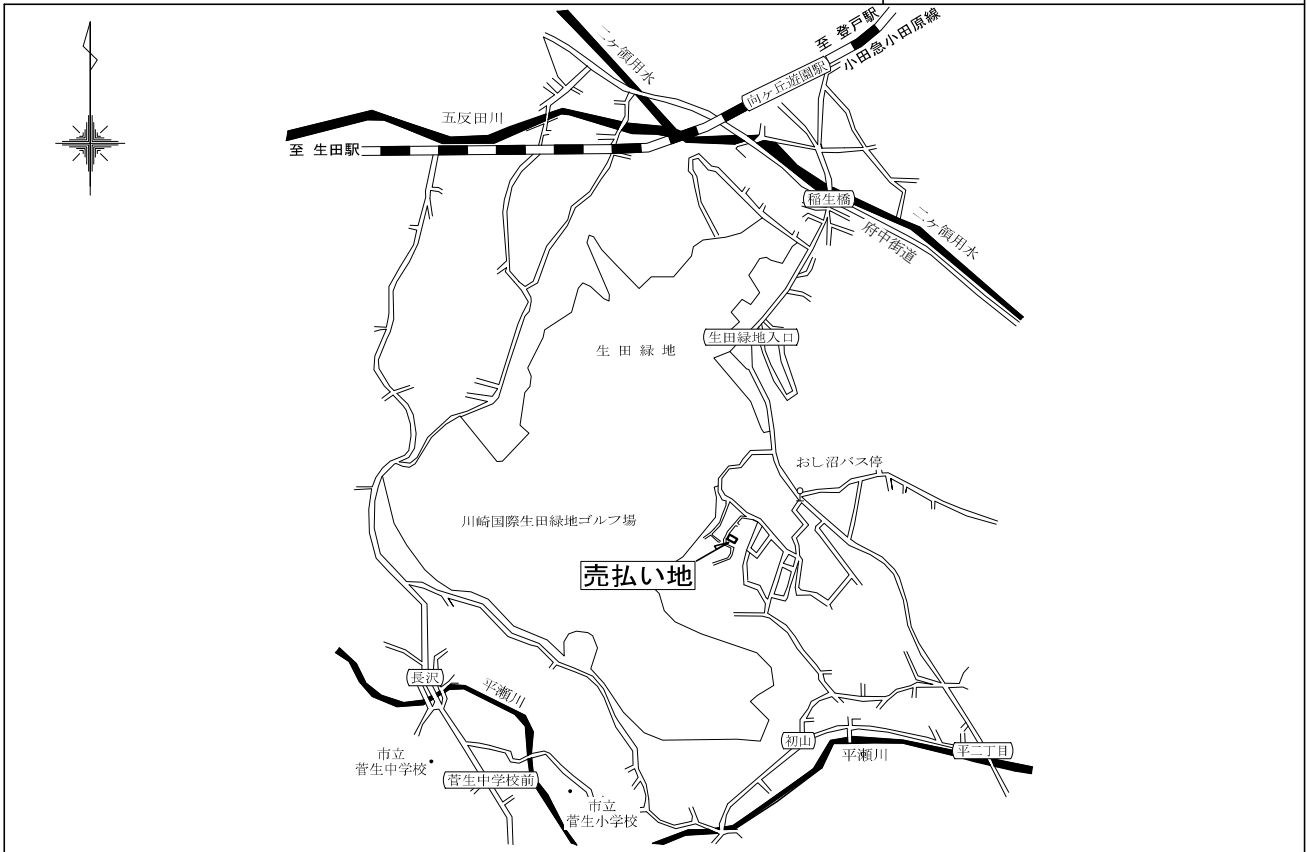
- ・ 上記のほかに当該物件について、留意していただきたい点について記載しております。
- ・ 全ての物件について、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っておりません。
- ・ 留意事項に記載されている規制等の詳細については、直接、関係各機関にお問い合わせください。

# 物 件 調 書

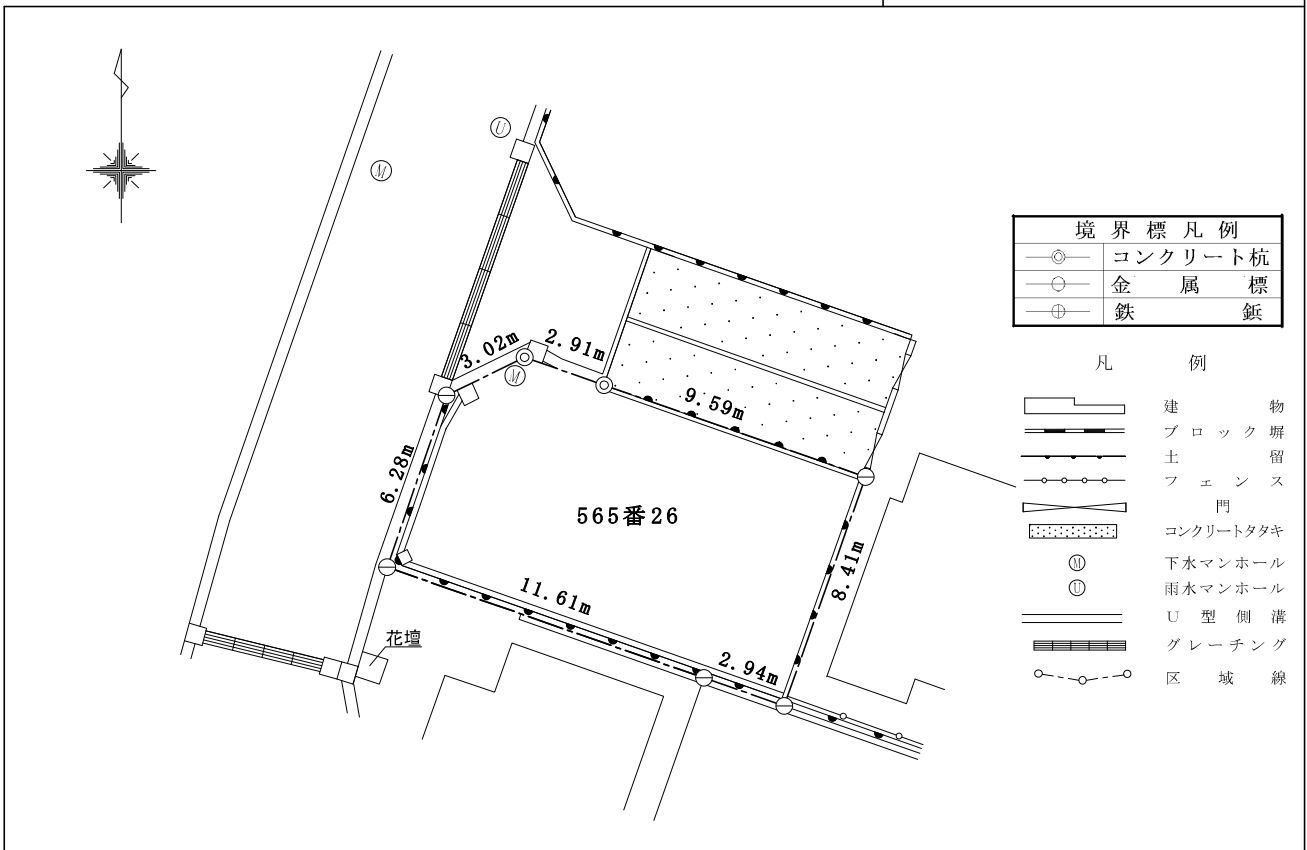
所在地	川崎市宮前区初山1丁目565番26			最低売却	2,090万円	
住居表示	川崎市宮前区初山1丁目12番			価 格		
面積	(公簿)120.61㎡		地 目	宅地	形 状	ほぼ長方形
	(実測)120.61㎡ (36.48坪)					
接面道路と敷地の関係	西側で幅員約6.1mの市道と0～約1mの高低差で接面し、北西側で幅員約6.1mの市道の転回広場と等高で接面している。					
法令等に基づく制限	都市計画区域	市街化区域		用途地域	第1種低層住居	
	建ぺい率	50%		容積率	80%	
	防火地域	—		高度地区	第1種高度地区	
	外壁後退	道路側を除く敷地境界から1m		最低敷地面積	125㎡	
	日影規制	軒高が7mを超える又は地上3階以上の建築物／1.5m／3時間／2時間				
	その他制限	宅地造成工事規制区域				
私道の負担等に関する事項	負担等の有無	無		負担等の内容	—	
供給処理施設の状況	供給施設	引込状況	事業所名(問い合わせ先)			電話番号
	上水道	有	川崎市上下水道局給水装置センター北部担当			044-951-0303
	下水道	有	川崎市上下水道局西部下水道管理事務所			044-852-5131
	電気	可	東京電力(株)神奈川カスタマーセンター			0120-99-5771
	都市ガス	不可	東京ガス(株)お客さまセンター			044-245-2211
交通機関	鉄 道	小田急小田原線「向ヶ丘遊園駅」の南方約1.4km(直線距離)				
	バ ス	市バス「おし沼」下車徒歩約5分				
公共施設 (物件からの直線距離)	区役所	宮前区役所向丘出張所	約1.4km	小学校	菅生小学校	約900m
	中学校	菅生中学校	約1.1km	警察署	宮前警察署	約2.3km
	消防署	宮前消防署菅生出張所	約1.8km	郵便局	川崎向ヶ丘郵便局	約1.3km
留意事項	<p>・最低敷地面積(125㎡)を満たしていませんが、敷地を分割しないで現況のまま利用する場合は、住宅の建築は可能です。(問い合わせ先 まちづくり局計画部都市計画課)</p> <p>・前面の市道(所在地 宮前区初山1丁目565番1)は、登記上、民間企業が所有していますが、管理は川崎市が行っています。(問い合わせ先 宮前区役所道路公園センター管理課)</p> <p>※供給処理施設の「引込状況」で「可」とあるものは、引込費用が必要です。</p> <p>※土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。</p>					

物件調書、案内図及び現況図は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況及び利用制限等については、必ず御自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、物件調書、案内図及び現況図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

# 案内図



# 現況図

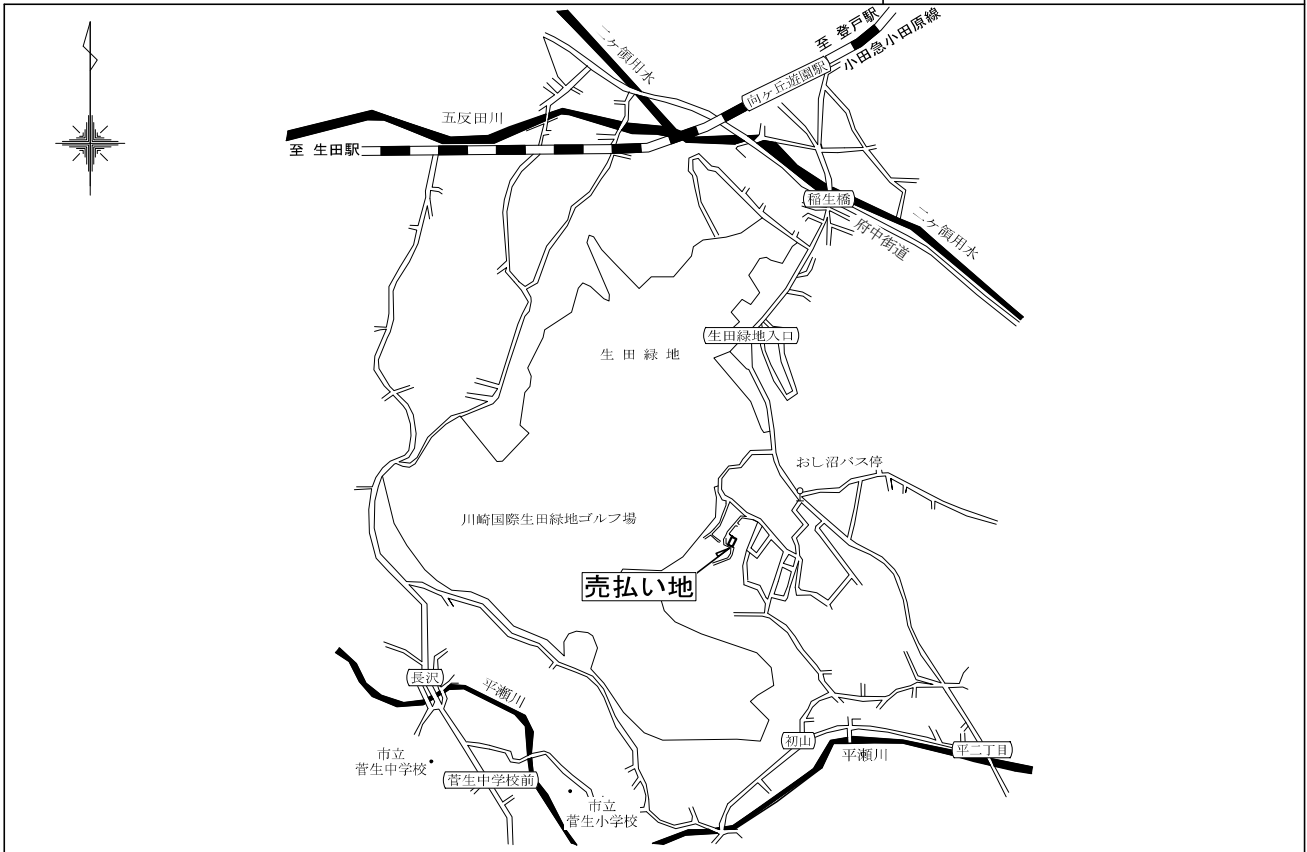


# 物 件 調 書

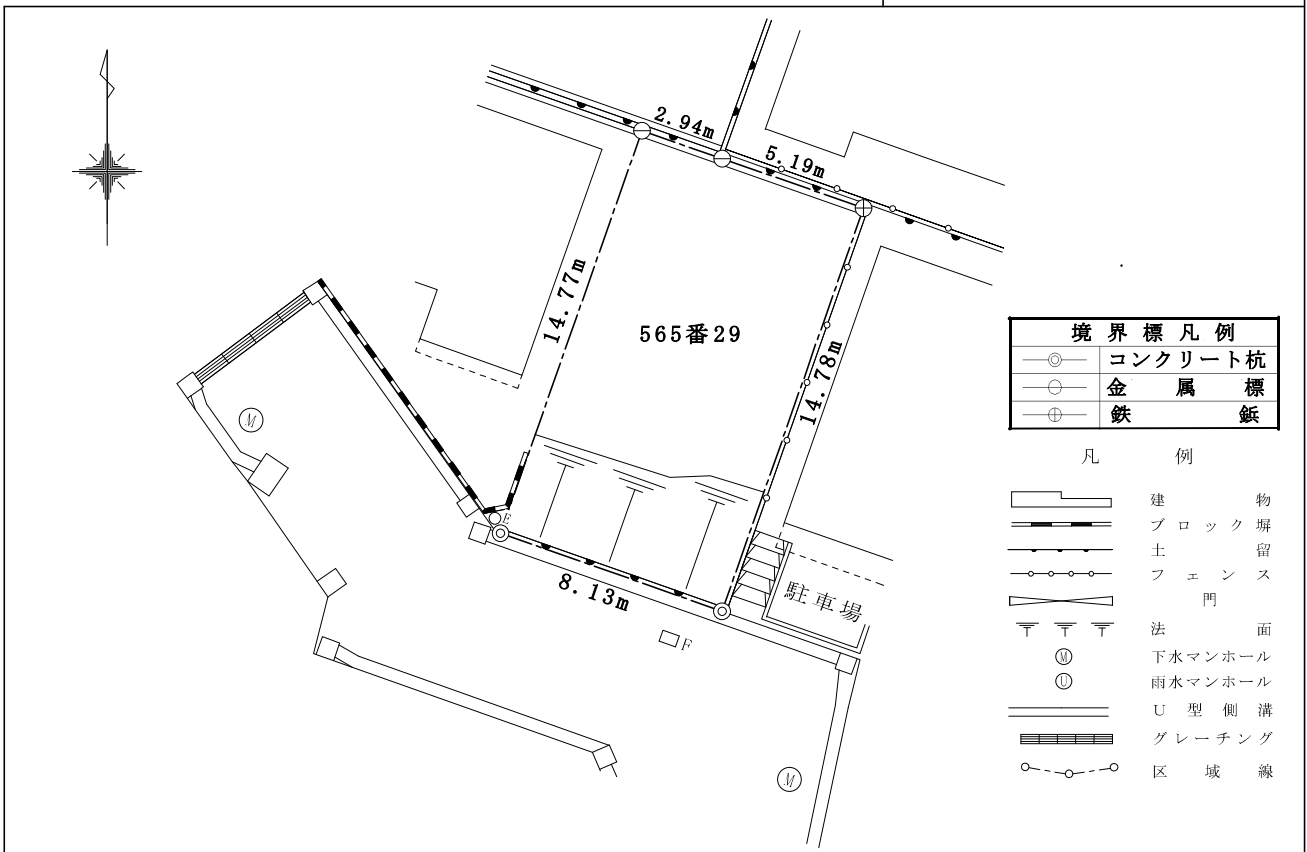
所在地	川崎市宮前区初山1丁目565番29			最低売却	2,080万円	
住居表示	川崎市宮前区初山1丁目12番			価 格		
面積	(公簿)120.09㎡		地 目	宅地	形 状	長方形
	(実測)120.09㎡ (36.32坪)					
接面道路と敷地の関係	南西側で幅員約6.1mの市道と約0.3mの高低差で接面している。					
法令等に基づく制限	都市計画区域	市街化区域		用途地域	第1種低層住居	
	建ぺい率	50%		容積率	80%	
	防火地域	—		高度地区	第1種高度地区	
	外壁後退	道路側を除く敷地境界から1m		最低敷地面積	125㎡	
	日影規制	軒高が7mを超える又は地上3階以上の建築物／1.5m／3時間／2時間				
	その他制限	宅地造成工事規制区域				
私道の負担等に関する事項	負担等の有無	無		負担等の内容	—	
供給処理施設の状況	供給施設	引込状況	事業所名(問い合わせ先)			電話番号
	上水道	可	川崎市上下水道局給水装置センター北部担当			044-951-0303
	下水道	可	川崎市上下水道局西部下水道管理事務所			044-852-5131
	電気	可	東京電力(株)神奈川カスタマーセンター			0120-99-5771
	都市ガス	不可	東京ガス(株)お客さまセンター			044-245-2211
交通機関	鉄 道	小田急小田原線「向ヶ丘遊園駅」の南方約1.4km(直線距離)				
	バ ス	市バス「おし沼」下車徒歩約5分				
公共施設 (物件からの直線距離)	区役所	宮前区役所向丘出張所	約1.4km	小学校	菅生小学校 約900m	
	中学校	菅生中学校	約1.1km	警察署	宮前警察署 約2.3km	
	消防署	宮前消防署菅生出張所	約1.8km	郵便局	川崎向ヶ丘郵便局 約1.3km	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地の西側の隣地から一部越境物(樹木)があります。</li> <li>・敷地の東側の隣地から一部越境物(ブロック)があります。</li> <li>・最低敷地面積(125㎡)を満たしていませんが、敷地を分割しないで現況のまま利用する場合は、住宅の建築は可能です。(問い合わせ先 まちづくり局計画部都市計画課)</li> <li>・前面の市道(所在地 宮前区初山1丁目565番1)は、登記上、民間企業が所有していますが、管理は川崎市が行っています。(問い合わせ先 宮前区役所道路公園センター管理課)</li> <li>・敷地の南側にある土留については、現況のまま引渡しを行います。</li> </ul> <p>※供給処理施設の「引込状況」で「可」とあるものは、引込費用が必要です。          ※土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。</p>					

物件調書、案内図及び現況図は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況及び利用制限等については、必ず御自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、物件調書、案内図及び現況図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

# 案内図



# 現況図



契約書式

収入  
印紙

土地売買契約書(案)

売主川崎市を甲、買主(落札者)を乙とし、乙は、平成23年度第3回一般競争入札による市有財産売払の案内書に記載された内容をすべて承知し、甲乙間において、次の条項により土地売買契約を締結する。

(売買物件)

第1条 売買の対象は、次の物件(以下「売買物件」という。)とする。

土地の所在	地目	実測面積(m <sup>2</sup> )

(売買代金)

第2条 売買物件の価格は、金(落札金額)円(以下「売買代金」という。)とする。

(契約保証金)

第3条 乙は、本契約の締結と同時に、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の1第1項に規定する契約保証金(以下「契約保証金」という。)として金(落札金額の10分の1以上(円未満切上げ))円を甲の発行する納付書により、甲の指定する日までに甲に納付しなければならない。

2 納付済みの地方自治法施行令第167条の7第1項に規定する入札保証金は、契約保証金の一部として充当する。

3 契約保証金は、第17条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

4 契約保証金には、利息を付さない。

5 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、契約保証金を売買代金に充当する。

6 乙が次条に定める義務を履行しないときは、本契約は解除されたものとみなし、契約保証金は甲に帰属する。

7 乙は、前項の規定により、契約保証金が甲に帰属したことに對して、一切の異議申立て等を行うことができない。

(代金の支払い)

第4条 乙は、第2条の売買代金のうち、契約保証金の額を控除した金(以下「売買代金の残金」という。)を、甲の発行する納入通知書により平成24年3月23日(以下「納期限」という。)までに甲に支払わなければならない。

2 売買代金の残金の納期限の延長は、いかなる理由があろうとも認められない。

(所有権の移転)

第5条 売買物件の所有権は、乙が、売買代金の残金を納期限までに納入したことを明らかにする書類(領収書の原本をいう。)を甲に提示したときに、甲から乙に移転する。

2 乙は、前項の提示を売買代金の残金の納期限までに行わなければならない。

(所有権の移転登記)

第6条 乙は、前条第1項の提示した日(以下「所有権移転の日」という。)の後、直ちに

甲に對し、登録免許税相当額の現金領収証書の原本を添えて、所有権の移転登記を請求しなければならない。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求に基づき、遅滞なく所有権の移転登記を囑託する。

(売買物件の引渡し)

第7条 甲は、所有権移転の日に売買物件を現況有姿で引き渡したものとし、乙が記名押印した売買物件の受領証と引き換えに売買物件の引渡書を乙に交付するものとする。

(かし担保責任)

第8条 乙は、本契約の締結後、売買物件に地積の不足その他隠れたかしのあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

ただし、乙が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条に定める消費者に該当する場合には、所有権移転の日の翌日から起算して2年間に限り、甲はかし担保責任を負うものとする。

(危険負担)

第9条 乙は、本契約を締結した日から所有権移転の日までの間に對して、売買物件が甲の責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、甲に對して売買代金の減免を請求することができない。

(風俗営業等の禁止)

第10条 乙は、所有権移転の日の翌日から起算して5年間、売買物件(その上の建物等を含む。)を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第2条第6号に規定する暴力団事務所の用(以下「禁止用途」という。)に供してはならない。

(禁止用途に関する承継の義務)

第11条 乙は、所有権移転の日の翌日から起算して5年以内に、第三者に對して売買物件の売買、贈与、交換、出賃等による所有権の移転をするときは、その残存期間について、当該第三者に禁止用途に関する義務を書面によって承継させ、その義務の履行を確保する義務を負うものとする。

2 乙は、所有権移転の日から起算して5年以内に、第三者に對して売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、その残存期間について、当該第三者に對して禁止用途に関する義務に違反する使用をさせてはならない。

3 前2項における当該第三者の禁止用途に関する義務の違反に對する責務は、乙が負わなければならない。  
(実地調査等)

第12条 甲は、前2条に定める義務に關し、必要があると認めるときは、乙に對して履行状況を確認するため、立ち入り、帳簿、書類、その他の物件を調査し、又は参考となすべき報告若しくは資料等の提出を求めることができる。

2 乙は、甲から前項の規定に基づく請求があつたときは、正当な理由なく拒み、妨げ若

しくは忌避し、又は遅延してはならない。

(連約金)

第13条 乙は、第10条又は第11条に定める禁止用途に関する義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する額を連約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の連約金は、第17条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、催告をしないで本契約を解除することができる。

(乙の原状回復義務)

第15条 乙は、甲が解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。

2 乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、売買物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(返還金等)

第16条 甲は、乙の前条に定める義務の履行を確認したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、乙が支払った連約金及び売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(損害賠償)

第17条 乙は、本契約に定める義務を履行しないことにより、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第18条 甲は、第16条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第13条に定める連約金、又は前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第19条 本契約の締結に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(近隣住民等への配慮)

第20条 乙は、所有権移転の日以後においては、十分な注意をもって売買物件を管理し、近隣住民その他第三者との間で紛争が生じないよう配慮しなければならない。

(信義誠実の義務)

第21条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第22条 本契約に関し疑義のあるとき又は定めのない事項については、川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)等によるほか甲乙協議のうえ決定する。

(合意管轄)

第23条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 川崎市  
川崎市長 阿部孝夫

乙

# 市有財産売払いの一般競争入札参加申込書

(平成23年度 第3回一般競争入札による市有財産売払い)

平成 24 年 2 月 日

(宛先)  
川崎市長

申 込 者	〒 _____ 電話 ( _____ )
	住 所 又 は 所 在
	ふりがな 氏 名 又 は 法人名・ 代表者名 <span style="float: right;">実 印</span>

「平成23年度 第3回一般競争入札による市有財産売払いの案内書」に記載された内容を全て承知し、次の市有財産売払いの一般競争入札に参加したいので、必要書類を添えて申し込みます。  
なお、本申込書及び本申込みに必要な書類は、全て事実と相違ないことを誓約します。

入札参加物件	物件番号	所在地(地番)	実測面積(m <sup>2</sup> )

※ 入札に参加される方は、提出した市有財産売払いの一般競争入札参加申込書のコピーを受付時に渡しますので、入札時に必ず持参してください。

- 1 申込者が個人の場合は、印鑑登録証明書の、法人の場合は、法人の履歴事項全部証明書及び代表者の印鑑証明書の提出が必要となります。(いずれも発行後3か月以内のもの)
- 2 提出書類に押印する印鑑(実印)は、全て同一のものを使用してください。
- 3 入札及び開札の日時及び場所  
(1)日 時 平成24年2月17日(金)午前10時  
(2)場 所 川崎市役所入札室(川崎市役所本庁舎地下1階) 川崎市川崎区宮本町1番地  
(3)受付時間 午前9時30分～午前10時

◇ 今後の売払い事業の参考といたしますので、アンケートに御協力願います。

今回の市有財産の売払いを、どのようにしてお知りになりましたか。次の中から該当するものに○をしてください。(複数選択可)

川崎市インターネットホームページ・現地案内看板 ・ 本入札案内書 ・ アットホーム ・ ハトNAVI  
・その他( )

# 入札保証金提出書

(平成23年度 第3回一般競争入札による市有財産売払い)

平成 24 年 2 月 日

(宛先)  
川崎市長

入 札 者	〒	—	電話	( )	
住 所 又 は 所 在					
ふりがな 氏 名 又 は 法人名・ 代表者名					実 印

平成24年2月17日執行の平成23年度 第3回市有財産売払いの一般競争入札における  
「物件番号 番」の入札保証金として下記の金額を提出します。

入札保証金の金額			百万			千			円
----------	--	--	----	--	--	---	--	--	---

なお、落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合は、既に提出した入札保証金を下記の返還先に振り込んでください。

(返還先)

金融機関名	銀行								支店
預金種別	普通 ・ 当 座 ・ 貯 蓄 ・ その他( )								
口座番号									
(ふりがな) 口座名義人(請求人)									

- ※ 1 入札保証金提出書は、物件ごとに提出してください。
- 2 入札参加申込者、入札者及び口座名義人(請求者)は、全て同一人にしてください。
- 3 入札保証金の金額は、納付金額を記載してください。
- 4 提出書類に押印する印鑑(実印)は、全て同一のものを使用してください。
- 5 入札保証金提出書と入札保証金領収書のコピー(A4サイズ)を一緒に提出してください。
- 6 上記5の提出期限は、平成24年2月15日(水)です。

# 入札書

(平成23年度 第3回一般競争入札による市有財産売払い)

平成 24 年 2 月 17 日

(宛先)  
川崎市長

入札者 住 所  
(所 在)

ふりがな  
氏 名  
(法人名・代表者名)

実印

代理人 住 所  
(所 在)

ふりがな  
氏 名

印

「平成23年度 第3回一般競争入札による市有財産売払いの案内書」に記載された内容を全て承知し、次のとおり入札します。

物件番号		物件の所在地 (地番)	
------	--	----------------	--

金 額		十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
-----	--	----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

- ※1 代理人による入札の場合は、入札者の住所、氏名の記載及び押印のほかに、代理人の住所、氏名の記載及び押印と委任状の提出が必要です。  
なお、この場合の代理人の住所、氏名及び代理人の印影は、委任状に記載及び押印されたものと同一にしてください。
- 2 入札金額は、アラビア数字で明確に記入し、**金額の頭初に「¥」を必ず記入してください**。入札金額を書き損じた場合は、作成し直したものを提出してください。
- 3 入札書は、物件ごとに提出していただきます。
- 4 提出書類に押印する印鑑(実印)は、全て同一のものを使用してください。
- 5 入札書及び委任状は、物件番号及び氏名(法人名)を記載した封筒に封入してください。



# 市有財産譲渡申込書

(平成23年度 第3回一般競争入札による市有財産売払い不調分)

平成 24 年 月 日

(宛先)  
川崎市長

「平成23年度 第3回一般競争入札による市有財産売払いの案内書」に記載された内容を全て承知し、次のとおり市有財産の譲渡について、関係書類を添えて申し込みます。

## 1 申込者

住所又は 所在	〒 — 電話 ( )
ふりがな 氏名又は 法人名・ 代表者名	実印
住所又は 所在	〒 — 電話 ( )
共有者氏名	実印
住所又は 所在	〒 — 電話 ( )
共有者氏名	実印

## 2 申込み物件

物件番号	所在地 (地番)	面積 (㎡)

金額	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
----	----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

※ 1 必要書類(いずれも発行後3か月以内のもの)の提出

(1)個人:住民票及び印鑑登録証明書

(2)法人:法人の履歴事項全部証明書及び代表者の印鑑証明書

2 金額は、アラビア数字で明確に記入し、金額の頭初に「¥」を必ず記入してください。

◇ 今後の売払い事業の参考といたしますので、アンケートに御協力願います。

今回の市有財産の売払いを、どのようにしてお知りになりましたか。次の中から該当するものに○をしてください。(複数選択可)

川崎市インターネットホームページ・現地案内看板・本入札案内書・アットホーム・ハトNAVI  
・ その他( )

# 入札会場案内図

場 所 川崎市役所入札室  
川崎市川崎区宮本町1番地（川崎市役所本庁舎地下1階）

連絡先 川崎市財政局資産管理部資産運用課  
川崎市川崎区宮本町1番地（川崎市役所本庁舎北館2階）  
電 話 044-200-2087

※ 車でのご来場は、御遠慮ください。





KAWASAKI CITY

---

川崎市